

# 平塚市子ども・子育て支援事業計画 【素案】



平 塚 市



# 目 次

---

---

## 第1章 計画の策定にあたって

---

---

- 1 計画策定の背景と趣旨 . . . . .
- 2 計画の位置づけ . . . . .
- 3 計画期間 . . . . .
- 4 計画策定体制と経過 . . . . .

---

---

## 第2章 子どもと家庭を取り巻く環境の状況

---

---

- 1 社会的な状況 . . . . .
- 2 教育・保育施設の現状 . . . . .
- 3 アンケートから見られる現状 . . . . .
- 4 次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価 . . . . .
- 5 平塚市の子ども・子育てを取り巻く課題 . . . . .

---

---

## 第3章 計画の基本的な考え方

---

---

- 1 基本理念 . . . . .
- 2 基本的な視点 . . . . .
- 3 基本目標 . . . . .
- 4 施策の体系 . . . . .

---

---

## 第4章 施策の展開

---

---

- 基本目標1 ありがとう！自分のいのち・みんなのいのち . . . . .
- 基本目標2 すこやかに！育てて . . . . .
- 基本目標3 たのしく！子育てを . . . . .
- 基本目標4 のびのび！学んで . . . . .
- 基本目標5 ほっと！安心のまちを . . . . .

---

## 第5章 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策

---

- 1 教育・保育提供区域の設定 . . . . .
- 2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方 . . . . .
- 3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに  
提供体制の確保の内容及びその実施時期 . . . . .
- 4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及び  
その実施時期 . . . . .

---

## 第6章 計画の進行管理

---

- 1 計画の進行管理 . . . . .
- 2 適切な役割分担による計画の推進 . . . . .

## 1 計画策定の背景と趣旨

近年、わが国では、出生数の減少や出生率の低迷に伴い確実に少子化が進んでおり、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計では、現在の傾向が続けば、2050年には、日本の総人口が1億人を割り、1年間に生まれる子どもの数が現在の半分以下の50万人を割るとされています。ライフスタイルの多様化による未婚化・非婚化並びに晩婚化・晩産化の進行により、結婚・出産・子育てなどに希望がもてない状況を生み出している

ことから、国は将来の次世代育成支援として、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定、また地方公共団体および事業主も行動計画を策定することが義務づけられ、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

一方、現在子育てをめぐる環境は厳しく、近年の家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、子育てに不安や孤立感を感じる保護者は多く、特に仕事と子育ての両立を支援する環境の整備が求められています。このような現状・課題に対応し、子育てをしやすい社会にしていくために、地域での子どもや子育て家庭を包括的に支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められた結果、「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立しました。

この法律の主旨は、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」として、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域

の子ども・子育て支援の充実を目的とし、子ども・子育て関連法の一つ、「子ども・子育て支援法」では5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとしています。さらに、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、職場・地域における子育てしやすい環境の整備に向け、「次世代育成支援対策推進法」が平成37年3月31日まで延長されることとなりました。

そこで、本市は、こうした背景を踏まえ、平成21年度に策定した平塚市次世代育成支援行動計画（後期計画）や今回実施した子育て家庭へのアンケート調査結果等をもとに、子どもを取り巻く現状と今後の子育ての在り方についての方向性を明確にするため、平塚市子ども・子育て支援事業計画を策定しました。この平塚市子ども・子育て支援事業計画では、「子どもにとっての最善の利益」の確保、特に幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保を図っていきます。



## 2 計画の位置づけ

この計画は、「平塚市総合計画 生活快適・夢プラン」の実現をめざし、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく、市町村行動計画として位置づけられるものです。この計画により、国より示された「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、平塚市の独自性を踏まえながら、平塚市が取り組むべき対策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、事業ごとに財政状況や事業実績も勘案しながら、計画的に取り組みを推進します。

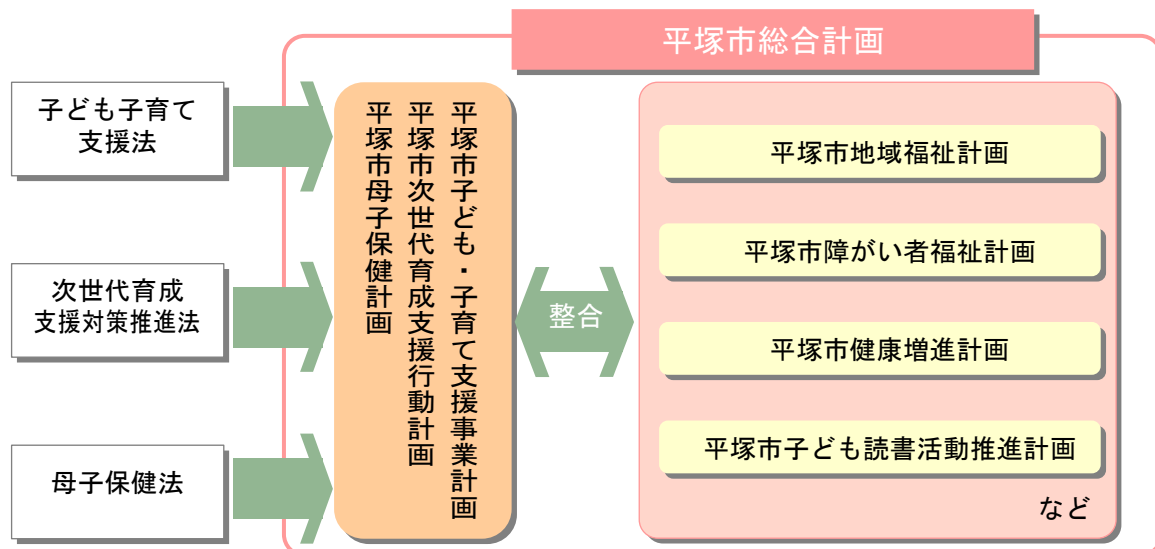
また、この計画は、国の「次世代育成支援対策推進法」による市町村行動計画を内包する計画として策定しているとともに、母子保健事業に関する個別計画として位置づけられている「平塚市母子保健計画」の趣旨も盛り込んでいます。

この計画における「子ども」とは、胎児から乳幼児期、学童期、思春期を含む18歳までの子どもとします。また、本計画の主たる対象は、子どもと保護者（子育て家庭）とします。

この計画は、「平塚市総合計画 生活快適・夢プラン」の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけ、すべての子ども自身の「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するための計画とします。

また、「平塚市地域福祉計画」「平塚市障がい者福祉計画」「平塚市健康増進計画」「平塚市子ども読書活動推進計画」などの諸計画との整合および連携を図りながら、この計画における個々の施策を推進していきます。さらに、子どもと子育てを取り巻く施策としては、保健、医療、福祉、教育、労働、住宅・都市基盤整備など多岐にわたる分野があり、これらの施策、事業との相互的かつ一体的な連携をとって推進を図っていきます。

### 【 計画の位置づけ 】


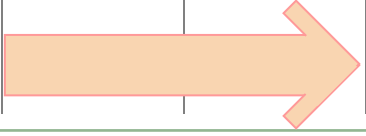


### 3 計画期間

「子ども・子育て支援法」について、自治体は平成 27 年度から 5 年を 1 期とした事業計画を定めるものとしています。したがって、本計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までを計画期間とします。

また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年において計画の見直しを行うものとしています。

【 計画期間 】

平成 26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
策定					
			計画の見直し		

---

## 4 計画策定体制と経過

### (1) 市民ニーズ調査の実施

今回の市民ニーズ調査にあたっては、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、就学前児童（0～5歳）の保護者を対象として、「子ども・子育て支援事業計画策定にかかるアンケート調査」を実施しました。

### (2) 「子ども・子育て会議」の設置

この計画へは子育て当事者等の意見を反映するとともに、平塚市における子ども・子育て支援施策を子どもおよび子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「平塚市子ども・子育て会議」を開催し、計画の内容について審議し、計画書に反映させてきました。

### (3) パブリックコメントの実施（予定）

計画の素案を市役所などの窓口やホームページで公開し、市民から意見を募りました。



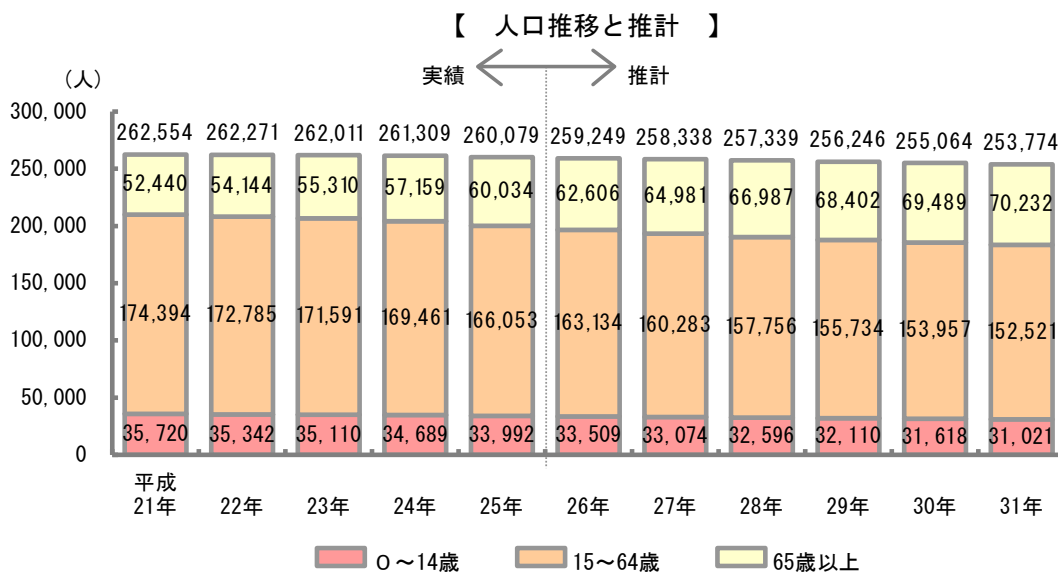
1 社会的な状況



(1) 人口推移と推計

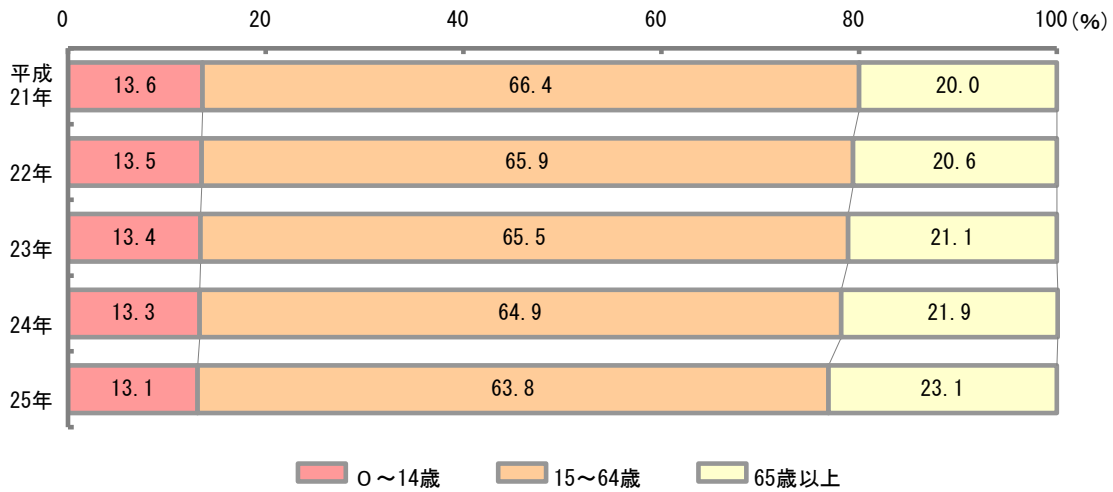
平塚市の総人口をみると、年々減少し、平成25年4月1日現在で260,079人となっています。平成26年以降の推計人口についても、減少しており、平成31年で253,774人と推測されます。

また、年齢3区分別人口構成をみると、65歳以上の割合は、年々増加していますが、0～14歳の割合は年々減少しており、少子高齢化が進んでいます。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在 平成21年～平成24年は外国人人口を加味）

【 年齢3区分別人口構成の推移 】

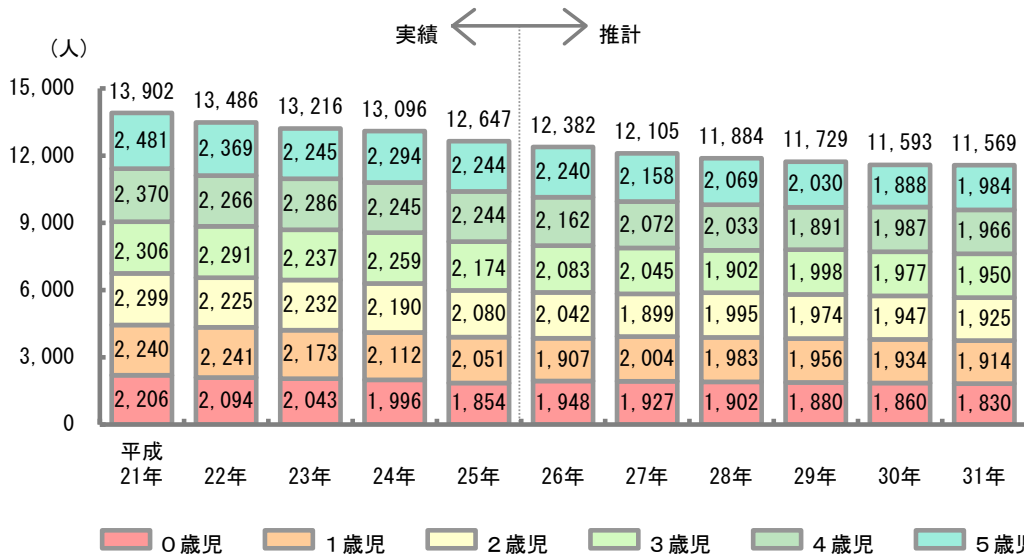


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在 平成21年～平成24年は外国人人口を加味）

（2）子どもの人口の推移と推計

平塚市の子どもの人口は、年々減少し、平成25年4月1日現在で12,647人となっています。平成26年以降の子どもの推計人口についても、減少しており、平成31年で11,569人と推測されます。

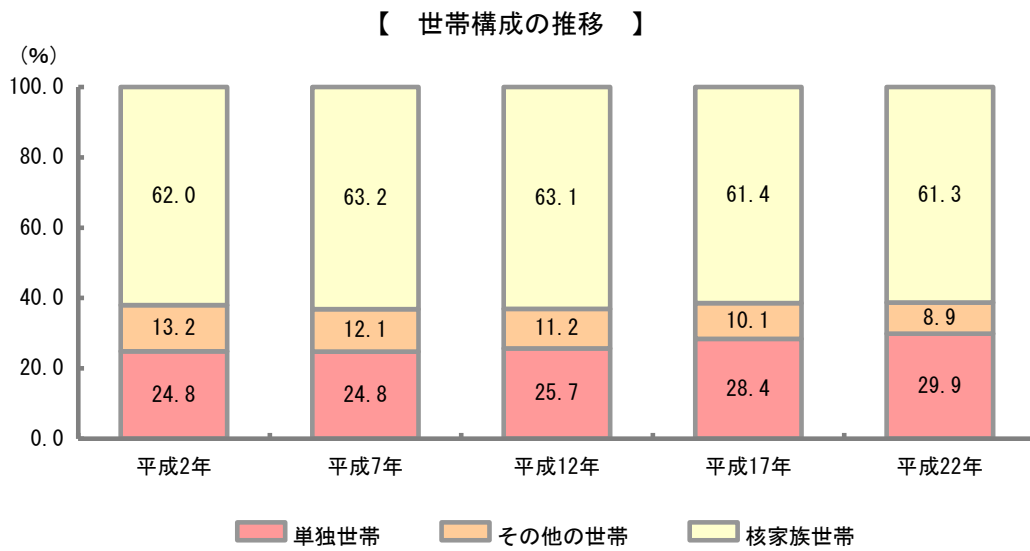
【 子どもの人口の推移と推計 】



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在 平成21年～平成24年は外国人人口を加味）  
 ※ 推計人口は住民基本台帳を元に計算したもの

### (3) 世帯構成の推移

平塚市の世帯構成をみると、核家族世帯の占める割合は減少傾向がみられ、平成22年で61.3%となっています。

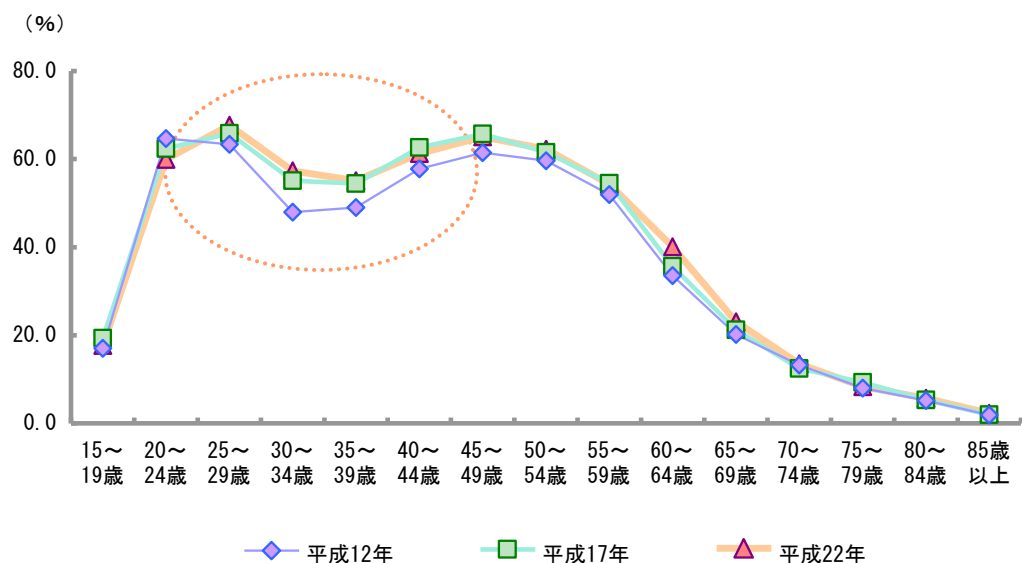


#### (4) 女性の労働状況

平塚市の女性の年齢別労働力率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。しかし、30～34歳の労働力率は年々上昇し、M字カーブの落ち込みは緩やかになっています。

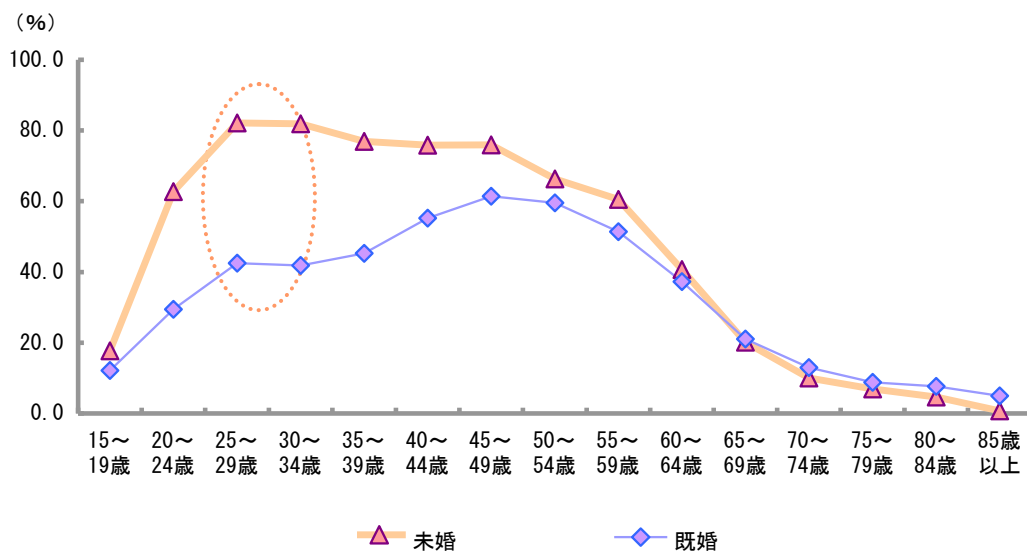
また、女性の未婚・既婚別労働力率をみると、既婚に比べ未婚の20代から30代において、労働力率が高くなっており、特に30～34歳で40.1ポイントの差となっています。

【 女性の年齢別労働力率 】



資料：国勢調査

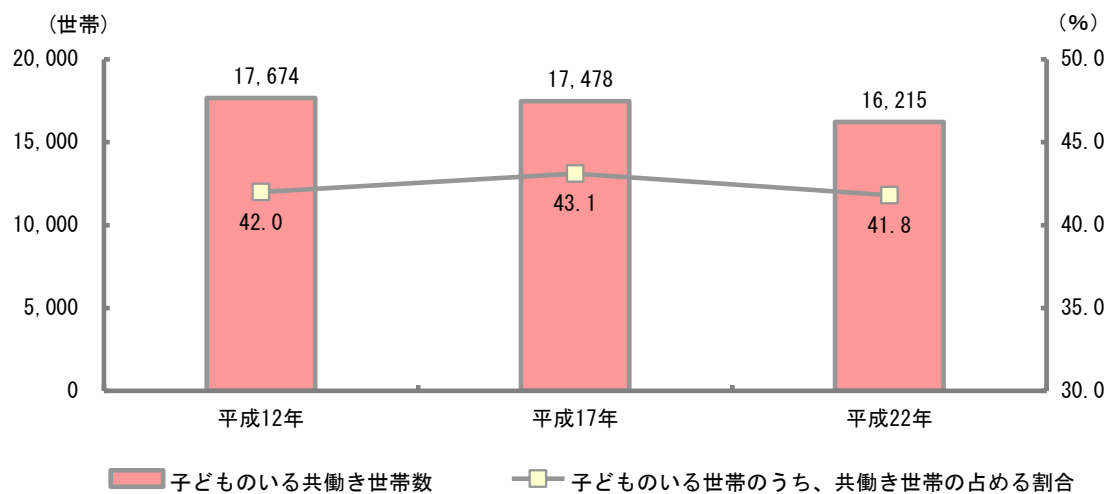
【 女性の未婚・既婚別労働力率（平成22年） 】



資料：国勢調査

平塚市の子どものいる共働き世帯数をみると、減少しており、平成22年で16,215世帯となっています。子どものいる世帯のうち、共働き世帯の占める割合をみても、減少傾向がみられ、平成22年で41.8%となっています。

【 子どものいる共働き世帯の推移 】



資料：国勢調査

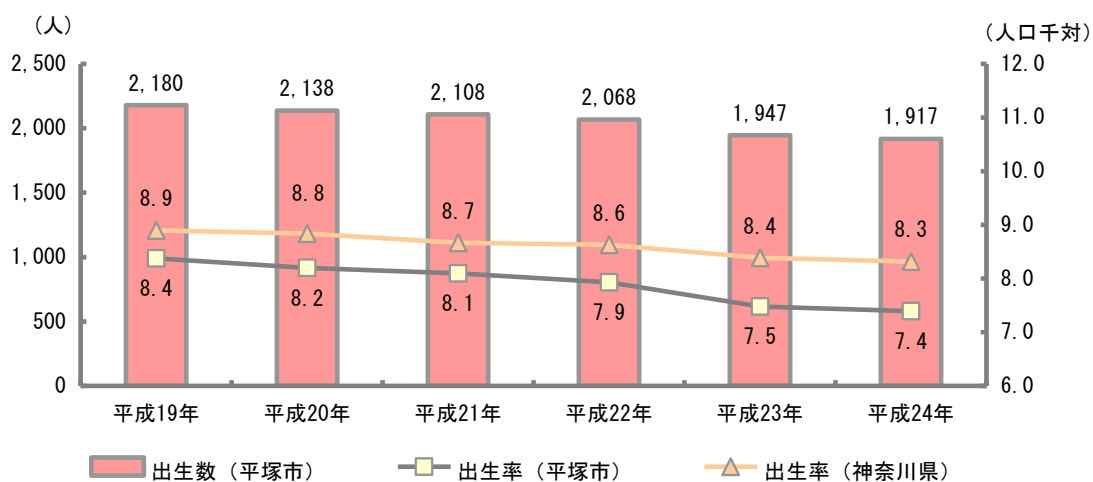
## (5) 出生の動向

平塚市の出生数は年々減少し、平成24年で1,917人となっています。

出生率（人口千対）は、年々減少し、神奈川県より低い値で推移しています。

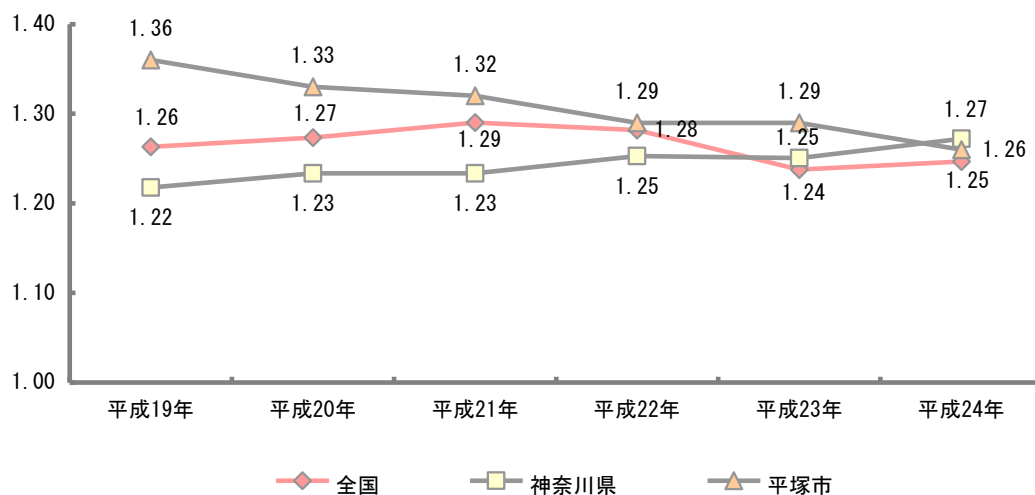
合計特殊出生率は、年々減少し、平成24年で1.26となっています。

【 出生数及び出生率（人口千対）の推移 】



資料：神奈川県衛生統計年報

【 合計特殊出生率の推移 】



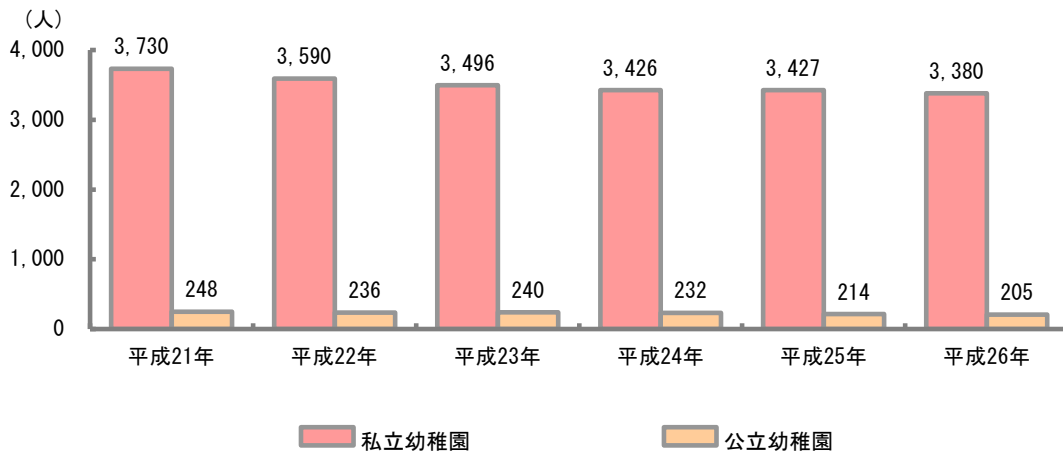
資料：神奈川県衛生統計年報

## 2 教育・保育施設の現状

### (1) 幼稚園の在籍状況

平塚市の幼稚園の在籍状況は、私立幼稚園、公立幼稚園ともに減少傾向がみられます。

【 私立幼稚園・公立幼稚園の在籍状況 】

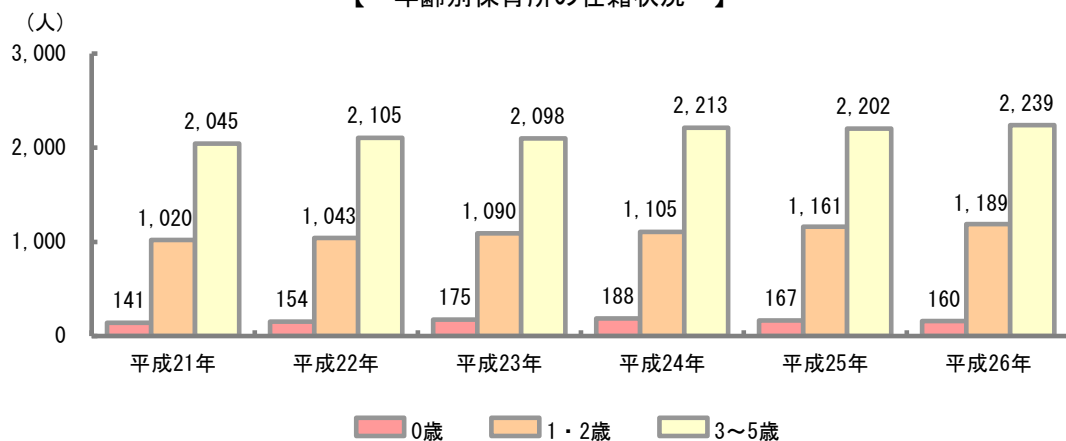


資料：庁内資料（各年5月1日現在）

### (2) 年齢別保育所の在籍状況

平塚市の年齢別保育所の在籍状況は、1・2歳、3～5歳で増加傾向がみられます。

【 年齢別保育所の在籍状況 】

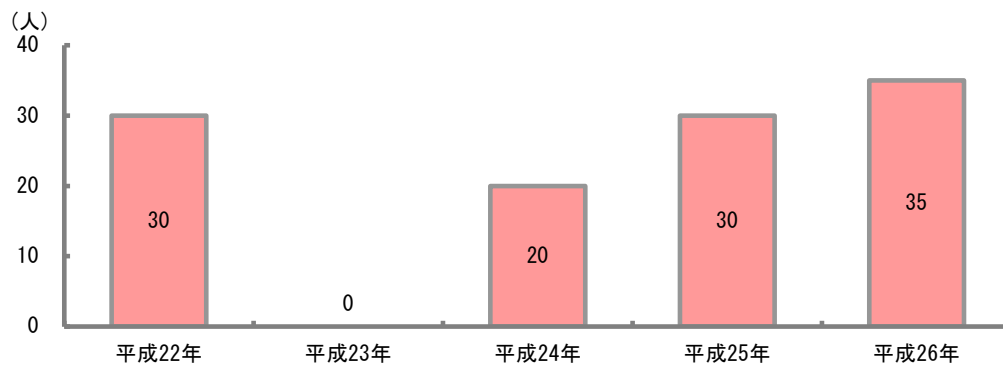


資料：庁内資料（各年4月1日現在）

### (3) 待機児童数の推移

平塚市の待機児童数の推移は、平成 23 年以降年々増加しており、平成 26 年で 35 人となっています。

【 待機児童数の推移 】



資料：庁内資料（各年4月1日現在）



### 3 アンケートから見られる現状

#### (1) お子さんをご家族の状況について

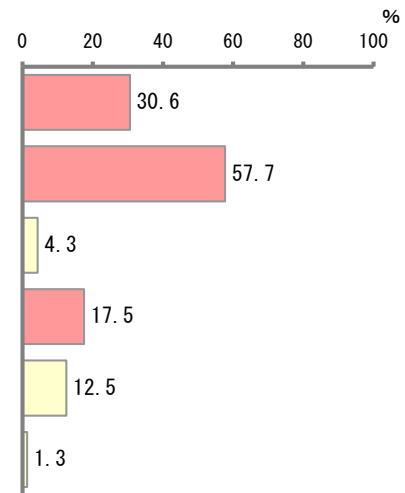
##### ① 子どもをみてもらえる親族・知人

- ・「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が57.7%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が30.6%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が17.5%となっています。

【就学前児童調査】

N = 1378

日常的に祖父母等の親族にみてもらえる  
 緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる  
 日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる  
 緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる  
 いずれもない  
 無回答

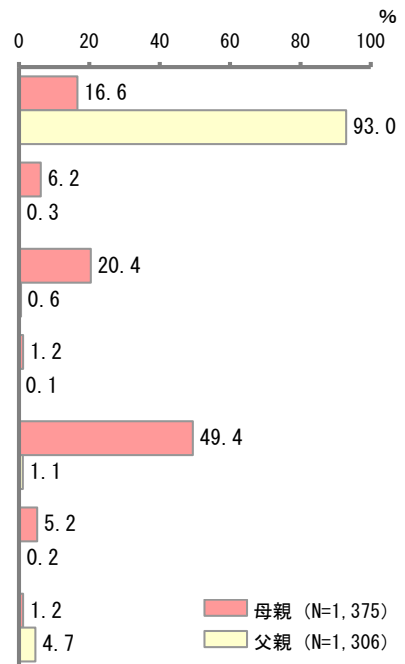


##### ② 母親と父親の就労状況

- ・母親は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が49.4%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が20.4%となっています。
- ・父親は、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が93.0%となっています。

【就学前児童調査】

フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない  
 フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である  
 パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない  
 パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である  
 以前は就労していたが、現在は就労していない  
 これまで就労したことがない  
 無回答



■ 母親 (N=1,375)  
 ■ 父親 (N=1,306)

## (2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

### ① 平日利用している教育・保育事業

・幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用している割合は全体で61.1%（842件／1378件）となっています。

・その内訳は「幼稚園（通常の就園時間の利用）所」が49.9%と最も高く、次いで「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの）」が42.4%、「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）」が10.5%となっています。

#### 【就学前児童調査】

N = 842

幼稚園（通常の就園時間の利用）

幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）

認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの）

認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）

家庭的保育（保育者の家庭等で子どもを保育する事業）

事業所内保育施設（企業が主に従業員用に運営する施設）

自治体の認証・認定保育施設（認可保育所ではないが、自治体が認証・認定した施設）

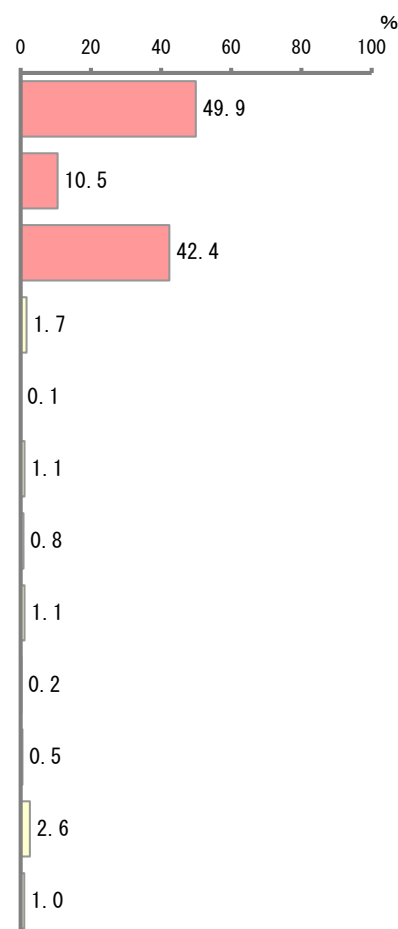
その他の認可外の保育施設

居宅訪問型保育（ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業）

ファミリー・サポート・センター（地域住民が子どもを預かる事業）

その他

無回答

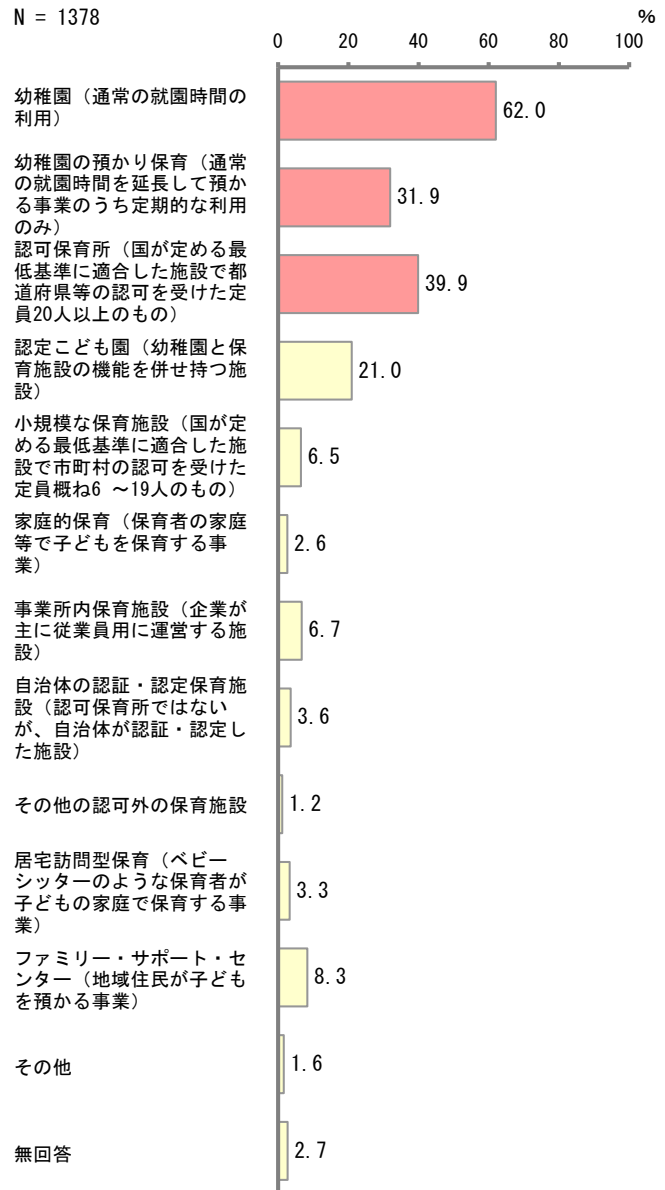


## ② 平日利用したい教育・保育事業

- ・現在、利用している、利用していないにかかわらず、お子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業については、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が62.0%と最も高く、次いで「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの）」が39.9%、「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）」が31.9%となっています。

【就学前児童調査】

N = 1378



### (3) 地域の子育て支援事業の利用状況について

#### ① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

- 地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場）を利用しているかについて、「利用していない」が75.8%と最も高く、次いで「子育て支援センター事業、つどいの広場事業（もこもこ、きりんのうち、どれみ）」が17.7%となっています。

#### 【就学前児童調査】

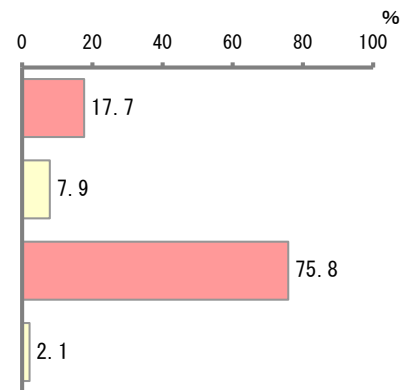
N = 1378

子育て支援センター事業、つどいの広場事業（もこもこ、きりんのうち、どれみ）

市で実施している類似の事業

利用していない

無回答



#### ② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

- 地域子育て支援拠点事業について、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が62.5%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」が20.4%となっています。

#### 【就学前児童調査】

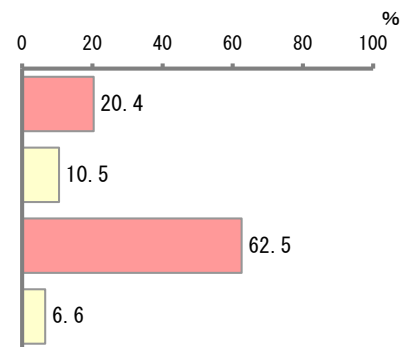
N = 1378

利用していないが、今後利用したい

すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい

新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない

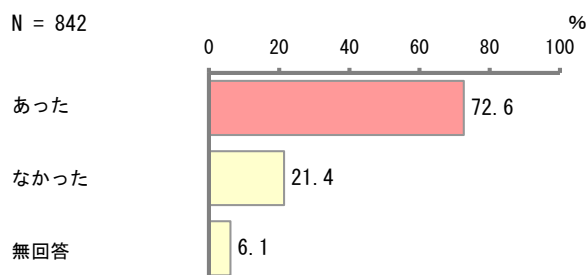
無回答



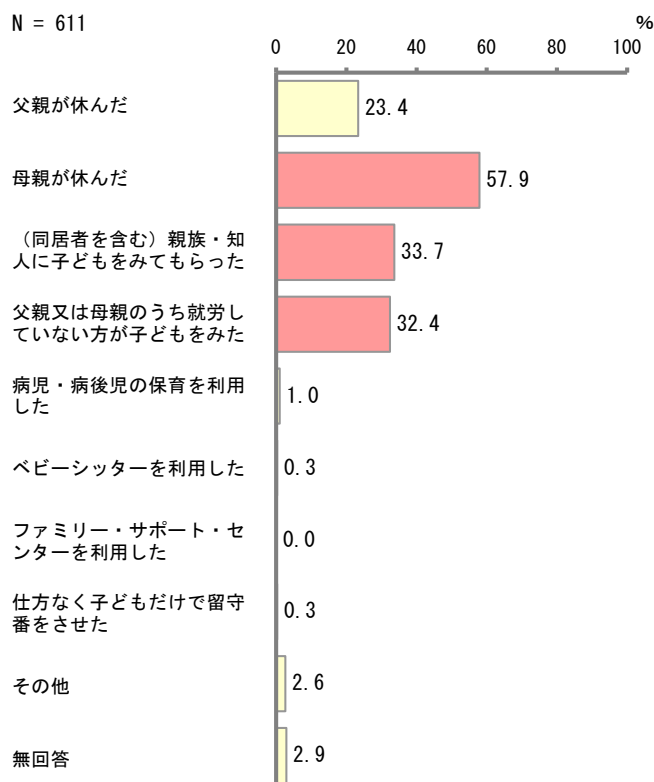
## (4) 一時預かり等の短時間サービスについて

### ① 病気やケガで通常の事業が利用できなかったこと、その主な対処方法

【就学前児童調査】



【就学前児童調査】



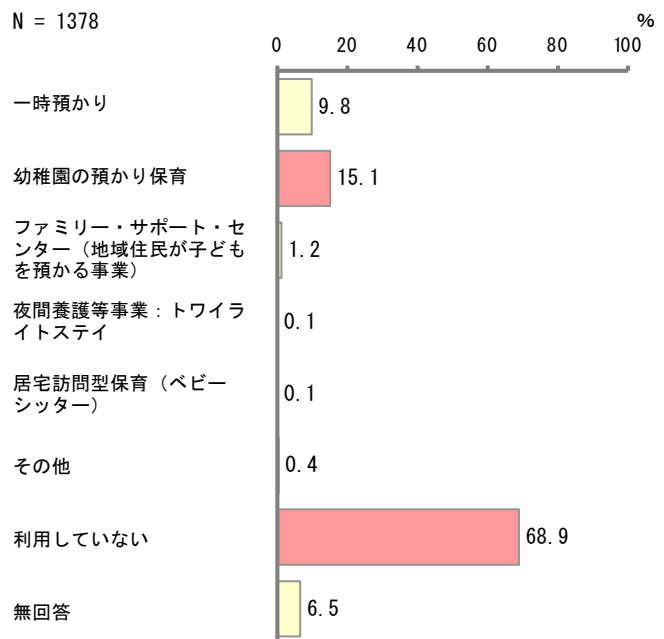
- 1年間に、お子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことが「あった」が72.6%となっています。
- 対処方法として、「母親が休んだ」が57.9%と最も高く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」が33.7%、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」が32.4%となっています。

## ② 不特定の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

・日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不特定の就労等の目的で不定期的に利用している事業はあるかについて、「利用していない」が68.9%と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」が15.1%となっています。

### 【就学前児童調査】

N = 1378



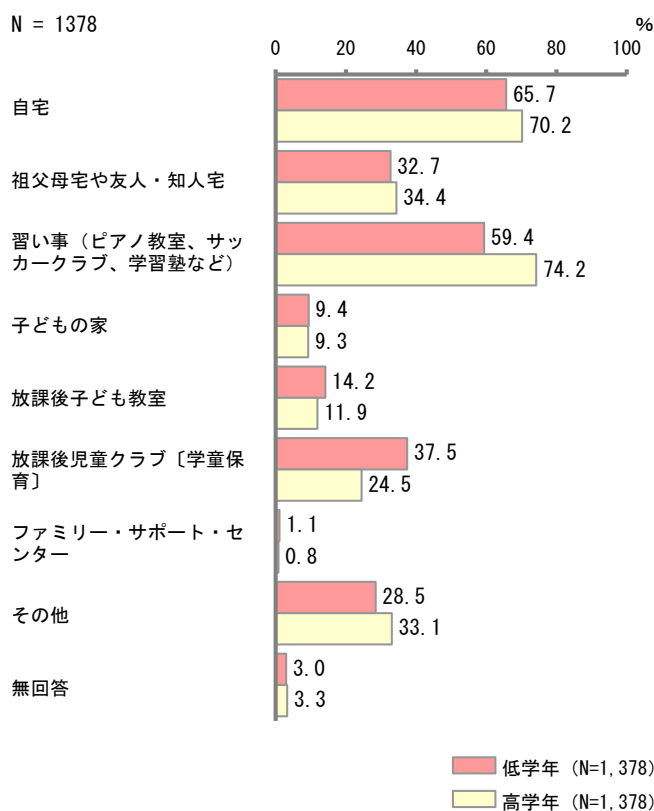
## (5) 小学校就学後の放課後の過ごし方について ●●●●●●●●●●

### ① 就学前児童の保護者の小学校にあがってからの希望

- お子さんについて、小学校にあがってからの放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたかについて、低学年(1～3年生)では、「自宅」が65.7%と最も高く、次いで「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が59.4%、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が37.5%となっています。
- 高学年(4～6年生)では、「習い事」が74.2%と最も高く、次いで「自宅」が70.2%となっています。

【就学前児童調査】

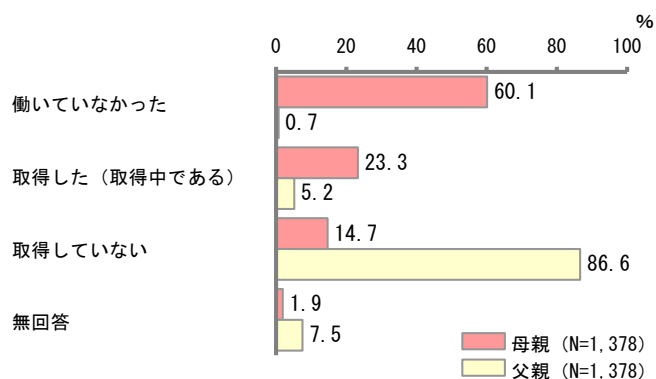
N = 1378



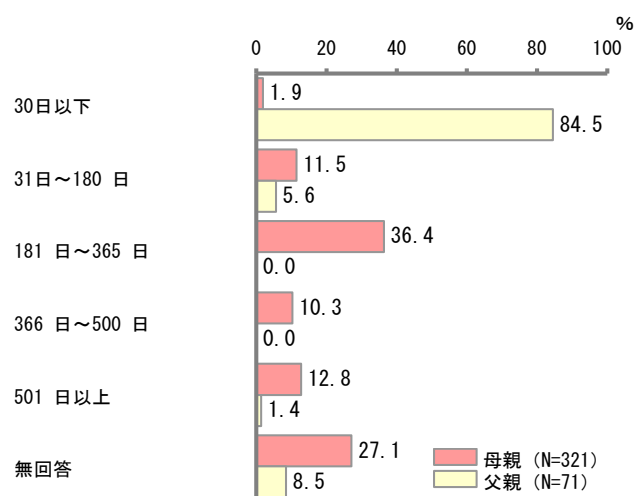
## (6) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について . . .

### ① 育児休業の取得状況と、育児休業の取得日数

【就学前児童調査】



【就学前児童調査】



- 育児休業の取得状況については、「取得した（取得中である）」が母親で23.3%、父親で5.2%となっています。
- 育児休業の取得日数については、母親で「181日～365日」が36.4%、父親で「30日以下」が84.5%となっています。



## ② 取得していない理由

### 【就学前児童調査】

単位：％

	件数	職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	仕事が忙しかった	仕事に早く復帰したかった (産休後に)仕事に早く復帰したかった	仕事に返るのが難しそうだった	昇給・昇格などが遅れそうだった	収入減となり、経済的に苦しくなる	きた 保育所(園)などに預けることができた	配偶者が育児休業制度を利用した	配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった	子育てや家事に専念するため退職した	職場に育児休業の制度がなかった (就業規則に定めがなかった)	有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった	育児休業を取得できることを知らなかった	産前産後の休暇(産前6週間、産後8週間)を取得できることを知らず、退職した	その他	無回答
母親	203	12.3	6.4	3.9	6.4	0.0	3.9	4.4	0.0	4.9	44.8	15.3	6.4	1.5	5.9	17.7	14.8
父親	1,193	25.6	33.1	0.3	7.0	5.1	24.8	1.2	15.4	33.5	0.5	10.1	0.4	2.1	0.1	5.4	14.2

- 育児休業を取得していない方の理由については、母親で、「子育てや家事に専念するため退職した」が44.8%と最も多く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」が15.3%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が12.3%となっています。
- 父親で、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が33.5%と最も高く、次いで「仕事が忙しかった」が33.1%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が25.6%となっています。

## 4 次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価

平成 25 年度に実施した平塚市次世代育成支援行動計画（後期計画）の実施状況に基づき、その取組を目標別に進捗状況を整理し、評価をしました。

※次世代育成支援行動計画（後期計画）進捗度の基準

- ⑤：計画どおり実施（目標達成率 100%）
- ④：おおむね計画どおり実施（目標達成率 80～100%未満）
- ③：計画を下回って実施（目標達成率 50～80%未満）
- ②：計画の進捗が遅れている（目標達成率 1～50%未満）
- ①：計画に掲げた事業が未着手

### 基本目標 1 「ありがとう！自分のいのち・みんなのいのち」の評価

児童虐待に対し、地域全体で早期に発見し、未然に防ぐとともに、すべての子どもが等しく持っている人権が守られる地域社会づくりに努めてきました。また、子どもの豊かな人間性の醸成と次代の親の育成に努めるため、家庭や地域における子育て力、子どもに対する教育力を高められるよう、学習機会等の充実を図ってきました。

目標全体では 21 事業のうち、平成 25 年度の進捗度⑤は 19 事業、達成率は 90%（19 事業/21 事業）であり、高い進捗状況となっています。また、進捗度④は 10%（2 事業/21 事業）となっています。

主な取り組みとして、「人権擁護意識の普及・啓発事業」として、パンフレット、広報ひらつかなどを通して、権利主体としての子どもについて市民の理解促進に努めてきました。また、保育所や幼稚園の園児と地域の児童や小学生との交流活動や、高齢者施設への訪問等を行い、世代間のふれあい活動を実施し、子どもが交流や体験を通して健やかに育つための環境を整備してきました。さらに、地域の子育てサークルや子育て支援地域活動などに保育士や保健師などを派遣し、育児に関する相談・支援を行ってきました。

## 基本目標 2 「すこやかに！育って」の評価

母親の出産前後の心身両面のケアとともに、子どもの発育・発達、成長段階に応じた健康の確保を促進してきました。また、障がいのある子どもが必要とするニーズへの対応を図り、身近な地域で安心して生活できるよう支援を行ってきました。

目標全体では 23 事業のうち、平成 25 年度の進捗度⑤は 21 事業、達成率は 91% (21 事業/23 事業)となっており、進捗度④は 1 事業(4%)、進捗度①は 1 事業(4%)となっています。

主な取り組みとして、子ども一人一人が正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身につけ、食事を通じて自らの健康管理ができるよう「食に関する指導」を、学校給食を通じて実施してきました。また、障がい児や発達に偏りのある子どもの発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、医療・保健・教育・地域・福祉などとの連携を図ってきました。

## 基本目標 3 「たのしく！子育てを」の評価

子育て家庭のさまざまなニーズに応じられるよう、関係機関、団体等と連携し、多様で柔軟な子育て支援サービスを提供してきました。また、子育てと仕事などが両立できるよう、父親の働き方等に対する職場の意識改革や子育て家庭への支援制度の普及に努めてきました。

目標全体では 35 事業のうち、平成 25 年度の進捗度⑤は 29 事業、達成率は 83% (29 事業/35 事業)となっており、進捗度④は 5 事業(14%)、進捗度①は 1 事業(3%)となっています。

主な取り組みとして、保育所や幼稚園の有する専門的機能や地域の人材、民間活力などの保育資源を有効に活用し、子育て家庭が柔軟に利用できるような保育サービスの充実を図ってきました。また、男女がともに担う子育てを促進するため、「男女共同参画意識改革事業」を実施し、性別による固定的な役割分担意識の是正や女性の人権に関する情報提供、社会的機運の醸成や働く場における子育て支援への意識を醸成を図ってきました。さらに、職場環境の改善のため、「労働セミナー事業」を実施し、労働問題の自主的解決能力の向上を図るとともに、生活安定向上をめざしました。

#### 基本目標4「のびのび！学んで」の評価

子ども一人一人の個性をのびしながら、豊かな人間性と生きる力を形成できるよう、教育内容の充実と学習環境の向上を図ってきました。

目標全体では13事業のうち、平成25年度の進捗度⑤は10事業、達成率は77%（10事業/13事業）となっており、進捗度④は3事業（23%）となっています。

主な取り組みとして、幼・保・小・中の指導の一貫性を図るため、連携学習研究会や連携教育講演会を開催しました。また、子どもたちがさまざまな悩みごとを気軽に相談できるよう、「教育相談体制の充実事業」や「スクールカウンセラー派遣事業」を実施してきました。

#### 基本目標5「ほっと！安心のまちを」の評価

子どもたちが安全にまちで過ごせるよう、交通安全や治安の向上を図るとともに、子育て家庭が安心してまちに出かけられるよう、子育て家庭に配慮したまちのバリアフリー化に努めてきました。

目標全体では15事業のうち、平成25年度の進捗度⑤は15事業、達成率は100%となっています。

主な取り組みとして、子どもやその保護者が安心して街を歩けるよう、「交通安全啓発推進事業」や「コミュニティ道路整備事業」などを実施し、交通安全教育の推進や交通安全施設の整備を行っていきました。また、子育てしやすい街の環境をつくるため、「交通バリアフリー促進事業」や「ノンステップバス推進事業」を実施し、利用者の立場に立った道路、公共施設等のバリアフリー化を進めてきました。

## 5 平塚市の子ども・子育てを取り巻く課題

本市の子どもを取り巻く現状や、アンケート調査結果、次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価を踏まえ、本市の子ども・子育てを取り巻く課題を整理しました。

### （１）子どもの豊かな人間性の育成

#### 現状と課題

人間形成の基礎づくりは幼児期に始まり、就学前の子どもたちのその後の成長に大きく影響を与えることから就学前からの家庭や地域における教育は大変重要なものとなります。いのちを尊び、相手を思いやる心は、さまざまな遊びや体験を通して育まれていくものです。豊かな体験活動の機会を提供し、思いやりの心やいのちの大切にする心を養うとともに、子ども達が社会の一員としての自覚や社会性を育み、自己実現を図ることができるよう社会性を醸成する必要があります。

### （２）子どもの健やかな成長と親子の健康づくり

#### 現状と課題

近年、育児中の家庭の孤立化が指摘され、親が育児に不安や困難さを感じつつ、解消されないまま抱え込む危うさがあるといわれます。子育て中の親が育児に対して少しでも余裕と自信をもち、親としての役割を発揮できる社会を構築するために、妊娠・出産・子育て・保育など、子どもや保護者の多岐にわたる悩みや不安を相談できる体制や、情報提供の充実を図っていくことが求められています。

また、子どもたちが健やかに育つために、それぞれの成長段階に応じた健康づくりに取り組む必要があります。

### (3) さまざまなニーズに応じた多様な子育て支援

#### 現状と課題

本市ではこれまで保育所等や保育サービスの整備や子育て世帯への経済的な支援などに取り組んできましたが、保護者の就労形態の多様化や共働き世帯の増加などにより、待機児童が発生している状態となっています。

保育所等に子どもを預けたくても、預けられず、待機児童が発生している状況や、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないことが社会問題となっています。

そこで、子育て家庭のさまざまな状況に柔軟かつ迅速に対応し、子育て中の親が利用しやすい子育て支援サービスを実施するとともに、仕事と子育ての両立は図るため、職場の就労環境や働く人たちの意識改革を進めていくことが必要です。

### (4) 教育内容と学習環境の充実

#### 現状と課題

子どもが、他の子どもたちと一緒に遊び、学ぶことは豊かな人間性を育む上でとても重要なことです。

幼児期からの教育を一層充実していくなど、幼稚園、保育所から小・中学校まで一貫した教育を行うとともに、子どもの年代に応じた教育を行っていくことが必要です。

また、子どもたちが抱える悩みは多様化、複雑化しています。子どもが悩みごとを自分で抱え込むことのないよう、今後も、悩みごとを気軽に相談でき、一人一人の状況に応じて適切に対応できる体制の整備を行っていくことが必要です。

### (5) 親子が安心して暮らせるまちづくり

#### 現状と課題

親子が安心して暮らしていくためには、道路交通の安全の確保や子どもを安全に遊ばせる場の整備、防犯、街のバリアフリー化などさまざまな環境整備が必要となります。

今後も、子育てにやさしく、心豊かに生活できる安全・安心な環境づくりを行っていくことが必要です。

## 1 基本理念

本計画は、平塚市次世代育成支援行動計画（後期計画）の基本理念を継承するとともに、平塚市子ども・子育て会議、子ども・子育て支援事業計画策定にかかるアンケート調査の結果を踏まえ、平塚市のめざす将来像として、次のように基本理念を定めます。



いきいき子育て のびのび子育て  
ちいきで育む  
いのちきらめく 我がまち ひらつか

いのちを大切にする心。それが、子どもが豊かな人間性を持ったおとなに育っていくこと、親が子どもを慈しみ、子どもの成長、子育てに喜びを感じながら子どもを育てていくことの原点です。そして、未来の親たちにも受け継がれていきます。

それは、子育てをしている家庭だけではなく、子育てを卒業した、あるいは子どものいない家庭においても、地域のおとなたちが周りの子どもたちを温かく見守り、大切にする心へと広がっていきます。

また、草花や小さな虫や動物たち、自然を大切にする心とも相まって、いのちを大切にするまちがつくられていきます。

本市では、「いのちを大切にする心」をキーワードに、平塚に住むすべての子どもたち、すべての子育て家庭の幸せを願い、父親、母親その他の保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという認識のもと、市民、関係機関・団体、企業のみなさんと連携しながら、家庭や地域において子育ての理解が深められ、子育てに伴う喜びが実感できるよう、次の基本理念のもと計画を進めていきます。





#### (4) 地域全体の視点 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

「すべての子どもと家庭」への支援を実現するため、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、支えあうことができるような仕組みづくりに取り組みます。

### 3 基本目標

基本理念の実現に向け、基本的な視点のもと5つの基本方向を掲げ計画を推進するもの  
とします。

#### 基本目標 1 ありがとう！自分のいのち・みんなのいのち

児童虐待の発生予防及び早期発見への体制を充実するとともに、子どもの人権を尊重し、その権利擁護について広く市民に周知啓発し、子ども自らが「いのちの大切さ」を身につけることができる地域社会づくりを図ります。

児童・生徒が乳幼児とふれあったり、自然とふれあったりする中で、いのちの大切さを肌で実感するとともに、豊かな人間性の醸成を図ります。それとともに、そのように育った子どもたちが大人になったときにも、自分の子どもを安心して生み育てられるよう、次代の親の育成に努めます。

そのため、家庭や地域における子育て力、子どもに対する教育力を高められるよう、学習機会等の充実を図ります。

#### 基本目標 2 すこやかに！育って

妊娠・出産・子育て・保育などの、子どもの成長段階に応じた相談体制や、情報提供の充実を図り、子どもの発育・発達への支援に取り組みます。

また、障がいのある子どもが必要とするニーズへの対応を図り、身近な地域で安心して生活できるように支援します。

#### 基本目標 3 たのしく！子育てを

楽しみや喜びが感じられる子育てへの支援として、子育て家庭のさまざまなニーズに応じられるよう、関係機関、団体等と連携し、多様で柔軟な子育て支援サービスを提供するとともに、子育て家庭の交流機会や悩みごとへの相談体制など、地域全体で子育てへの支援を図ります。

また、子育てと仕事などが両立できるよう、保育所等における保育内容の一層の充実を図るとともに、父親の働き方等に対する職場の意識改革や子育て家庭への支援制度の普及を促進します。

## 基本目標4 のびのび！学んで

子どもたち一人一人の個性をのびしながら、豊かな人間性と生きる力を形成できるよう、幼稚園、保育所から小・中学校まで一貫した教育と、子どもの年代に応じた教育環境の向上を図ります。

また、子どもが悩みごとを自分で抱え込むことのないよう、今後も、悩みごとを気軽に相談でき、一人一人の状況に応じて適切に対応できる体制を整備していきます。

## 基本目標5 ほっと！安心のまちを

子育てにやさしく、心豊かに生活できる安全・安心にまちで過ごせるよう、交通安全や治安の向上を図るとともに、子育て家庭が安心してまちに出かけられるよう、子育て家庭に配慮したまちのバリアフリー化に努めます。

## 4 施策の体系

